

(平成21年12月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月

昭和 51 年 10 月から同年 12 月までの 3 か月分の国民年金保険料を納付したことを示す領収書があるにもかかわらず、同年 10 月分の納付の事実が記録から消えている。申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付は故人である父にまかせていたが、集金常会で国民年金保険料を納付していたものと思われる。国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立人は昭和 51 年 11 月 26 日に国民年金に任意加入した記録となっているが、未加入期間である同年 10 月 30 日に住所変更の記載が確認できるため、同日に、厚生年金保険の資格を喪失した 50 年 5 月 7 日まで遡^{そきゅう}及して国民年金に加入したものと推認できる。

また、申立人が所持する国民年金保険料納付通知書兼領収書により、申立人は、申立期間を含む昭和 51 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、A 市区町村が保管する国民年金被保険者名簿には、記録上、未加入期間となっている昭和 51 年 10 月分の国民年金保険料について、52 年 1 月分に振替する旨のメモがあるが、充当日等の記載も無い上、申立人は 51 年 10 月の時点で強制加入被保険者であり、これを他の期間に充当する合理的理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、過年度納付書により妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付した。
私の記録だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について、また、申立人の妻は申立期間を含むすべての国民年金加入期間について、国民年金保険料を納付しており、申立人夫婦の納付意識が高かったことがうかがえるところ、納付日が確認できる昭和47年8月から51年3月までの期間（ただし、申立期間を除く。）及び60年4月から平成20年4月までの期間は、国民年金保険料を基本的に納付期限内に、夫婦同一日に現年度納付している事実が認められる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、「妻が夫婦二人の保険料を過年度納付書により納付した。」と供述しているところ、社会保険事務所は、「過年度の未納保険料がある場合には、必ず、被保険者に過年度納付書を送付していた。」としており、申立内容に齟齬はみられない上、申立人の妻は、「長女の出産等で納付の時期が遅くなったが、社会保険事務所から通知書が送られてきたので、夫婦二人分の保険料を必ず納付した。」と証言しており、申立期間の保険料については昭和50年7月19日に過年度納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月

平成6年8月末に当時の勤務先を退職した際、社会保険事務所に行き、自分で国民年金の加入手続をした。保険料は、社会保険事務所で現金で納付したと思う。当時は、保険料の納付漏れがあると、将来年金がもらえなくなると聞いていたので、必ず保険料を納付しているはずである。

平成6年9月の1か月だけが未加入となっているのは考えられないので、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市区町村が独自に構築している国民年金オンラインシステムによると、申立人は、平成12年9月26日に国民年金の加入手続を行い、同年9月21日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したことが確認できるが、この時点では、申立期間の国民年金保険料は、時効によりさかのぼって納付することはできない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間の前後の期間、厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、基礎年金番号導入前の申立期間において、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、B社会保険事務所では、「国民年金の加入手続及び現年度保険料の納付は、その当時から市区町村で行うこととなっており、当事務所の窓口において現年度保険料を納付することはできない。」と供述している上、社会保険庁の記録によると、申立人は、当時の勤務先を退職後、社会保険事務所において健康保険の任意継続手続を行い、平成6年10月11日に健康保険料を窓口で納付していることが確認できることからすると、申立人がB社会保険事務所の窓口で加入手続を行い、保険料も納付したとするのは、健康保険の任意継続被保険者となるためのものであったと考えるのが自然であり、国民年金保険料の

納付と健康保険任意継続被保険者健康保険料の納付を誤認している可能性が
うかがわれる。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをう
かがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めること
はできない。

島根厚生年金 事案 311

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 21 日から 47 年 1 月 19 日まで
年金加入記録の照会を行ったところ、申立期間については脱退手当金が支給された記録となっていることを初めて知った。

しかし、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 47 年 3 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 5 日から同年 7 月 10 日まで

昭和 39 年 4 月 1 日から 52 年 11 月 30 日まで、A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、47 年 4 月 5 日から同年 7 月 10 日までの期間が船員保険に未加入の記録となっている。

この期間も同社に在籍し、給与も支給されていたので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する申立人の船員保険被保険者記録により、申立人が申立期間も継続して A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該被保険者記録によると、申立人は、船員保険被保険者資格を昭和 47 年 4 月 5 日に喪失し、同年 7 月 10 日に再取得しており、申立期間は船員保険に未加入の記録となっていることが確認できるところ、当該記録は社会保険庁の記録と一致している。

また、当該被保険者記録によると、申立期間において「C 船（派遣）」と記載されているところ、B 社は、「申立人は、申立期間中は、船員保険が適用されない外国籍の船に派遣されていた。会社及び海員組合では、この間、国民年金に加入するよう指導していた。本人も納得して外国船籍の船に乗った。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。